

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

- 公共測量の実施(六件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 公共測量の終了(二件)……………(同)……………二
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………三
- 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)……………三
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)……………三
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)……………四
- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………(東京都監査委員)……………四

### 告示

●東京都告示第千三百五十六号  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、福生市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 福生市福生地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月二十九日から平成二十七年三月十日まで

#### ●東京都告示第千三百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 中野区中野三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月一日から平成二十七年三月十日まで

#### ●東京都告示第千三百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都

第一区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目及び有明二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月十六日から平成二十七年二月二十三日まで

#### ●東京都告示第千三百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 狛江市元和泉一丁目、元和泉二丁目、元和泉三丁目、中和泉一丁目、中和泉三丁目、和泉本町一丁目、東和泉一丁目、東和泉二丁目、東和泉三丁目及び東和泉四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月二十二日から平成二十七年一月二十七日まで

#### ●東京都告示第千三百六十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都

第一区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町一丁目及び篠崎町二丁目 各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月十九日から平成二十七年一月三十日まで

●東京都告示第千三百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区豊島七丁目及び豊島八丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月三日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千三百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市西町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月七日から同年八月二十九日まで

●東京都告示第千三百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(街区多角点及び街区多角点節点測量)
- 三 測量の区域 練馬区石神井町八丁目、大泉学園町一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目及び関町北四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月七日から同年九月九日まで

●東京都告示第千三百六十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第二十七條第二項の規定により、中央建設国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 変更事項 組合員の範囲に係る事項
- 二 変更の内容 別表(1)中、首都圏建設産業ユニオン多摩北支部西北地区を削除する。
- 三 変更年月日 平成二十六年四月一日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年八月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あしたばの会
- 三 代表者の氏名

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都大島町差木地字クダツチ</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害をもつ人たちが安心して大島という地域で暮らしている環境を提供していけるよう支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年八月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人無縁社会をなくす会</p> <p>三 代表者の氏名 末吉 行雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿一丁目十三番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、単独世帯が増加し無縁社会になりつつある日本の現状を見据え、ひとり暮らしの若者やシニア層を対象として、共同学習や共同作業事業・活動を通じ社会に参画していく過程を補助する事業を行い、社会と地域の活性化に寄与し、無縁社会をなくすことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>松本 幸子</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、</p>
<p>同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月二日 東京都知事 舩添 要一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人環境経営学会</p> <p>二 代表者の氏名 後藤 敏彦</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区飯田橋二丁目四番十号 五F</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年九月二十四日から平成三十一年九月二十三日まで</p>	<p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月二日 東京都知事 舩添 要一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本セルフセンター</p> <p>二 代表者の氏名 川俣 宗則</p>	
<p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿二丁目十三番一号</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十六年九月二十四日から平成二十九年九月二十三日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月二日 東京都知事 舩添 要一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク</p> <p>二 代表者の氏名 松井 秀文</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区下落合三丁目十二番三十二号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ミレニアム・プロミス・ジャパン</p> <p>二 代表者の氏名 北岡 理恵子</p> <p>三 主たる事務所の所在地</p>	

東京都文京区湯島四丁目一番十一号 南山堂ビル三階

一 名称

特定非営利活動法人やまぼうし

二 代表者の氏名

伊藤 勲

三 主たる事務所の所在地

東京都日野市多摩平二丁目十二番地二

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの  
で、同法第五十三條第二項及び特定非営利活動促進法施行  
条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十  
三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十六年十月二日

一 名称

特定非営利活動法人アールディーエーエージャパン

二 代表者の氏名

中田 順寿

三 主たる事務所の所在地

東京都板橋区坂下一丁目三十六番七号 エステートピ  
アO・K一〇三号室

一 名称

特定非営利活動法人デューピーアイ日本会議

二 代表者の氏名

平野 みどり

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目十一番地八 武蔵野ビ  
ル五階

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規  
定により、住民監査請求に係る監査の結果(平成26年9月  
18日付けで請求人に通知)を次のとおり公表する。

平成26年10月2日

東京都監査委員 高 橋 かずみ  
東京都監査委員 野 上 純 子  
東京都監査委員 友 潤 宗 治  
東京都監査委員 筆 谷 勇  
東京都監査委員 金 子 庸 子

第 1 請求の受付

1 請求人

八丈町三根 1 9 9 番地 8 k ハイム 2 号室 長谷川 眞 人

2 請求の提出

平成 2 6 年 7 月 2 5 日

3 請求の内容

(1) 主張事実

東京都は、平成 2 5 年度市町村土木費補助事業において、八丈町工事件名ねぎばな水壺線道路改良工事を実施した。

発注者 八丈町長 山下奉也

受注者 有限会社沖山興業 代表取締役 沖山建夫

上記工事契約にある、残土処理工が済んでいないのに、受注者が八丈町に提出した虚偽記載文書である、平成 2 6 年 2 月 2 8 日付けの工事完了届を検査員は検査を怠り八丈町は受理した。

本工事は契約を満たす条件が揃わないのに、揃ったように記載された文書で有る平成 2 5 年度市町村土木補助事業 (道路) 実績報告書を東京都は受理した。東京都土木費補助規程及び東京都補助金等交付規則に違反し、平成 2 6 年 5 月 1 5 日に八丈町に対し東京都は当該工事費含む補助金の支出行為を行った。事実として本工事は、平成 2 6 年 6 月 1 4 日で完了した。

この事に関しては、八丈町と東京都は認知している。本来であれば当該工事は、平成 2 6 年 6 月 1 4 日で完了したのであるから、本工事に当たる補助金は、平成 2 6 年度で処理されるべきであるが、平成 2 5 年度一般会計として処理されている。工事受注者は残土処理をしないまま、いかにも済んだかのように装い工事代金を受け取っている。

(2) 措置請求

正当性のある、会計処理改善を求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 2 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

八丈町に対する平成 2 5 年度土木費補助金の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

建設局を対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 2 6 年 9 月 4 日に陳述の機会を設けた。請求人からの新たな証拠の提出はなく、請求人は本件請求の趣旨を補足した。その際、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、建設局の職員を立ち会わせた。また、平成 2 6 年 9 月 4 日、建設局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせるとともに、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 土木費補助金について

都では、東京都土木費補助規程 (昭和 3 0 年東京都告示第 1 8 1 号。以下「本件補助規程」という。) を定め、都の区域内の公共団体 (以下「公共団体」という。) が行う土木事業に要する経費について、以下のとおり補助金を支出している。土木費補助金に関しては、本件補助規程に定めのあるものを除くほかは、東京都補助金等交付規則 (昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号。以下「本件交付規則」という。) の定めるところによる (本件交付規則第 4 条)。

補助の申請、交付の決定及び補助通知書の交付  
公共団体の長は、補助を受けようとするときは、その議会の議決書、工事費

計書、工事仕様書及び図面を添えて、知事に申請しなければならぬ。知事はその内容を審査し、適当と認めるものに対して補助を決定し、補助通知書を交付する（本件補助規程第3、4条、本件交付規則第5、6条）。

#### イ 検査、補助金の交付

公共団体の長は、土木事業がしゅん功したときは、工事費清算書及び補助金清算書を添えて知事に届け出なければならない。知事は事業しゅん功届があった後、その事業について実地検査を行い、しゅん功認定の上、補助金を交付する。（本件補助規程第8、9条）

#### ウ 補助の取消

公共団体が、①補助金を使用しないときまたは補助の目的に反して使用したとき、②本件補助規程に違反したとき、③補助金交付の条件に違反したときは、知事は補助を取消し、もしくは既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがある（本件補助規程第10条）。

#### (2) 本件請求に係る事業について

補助対象団体（施行者）	八丈町
補助対象路線	ねぎばな水壺線
施行箇所	東京都八丈島八丈町末吉地内
当該路線補助金額	12,000,000円
当該路線補助の交付決定	平成25年8月15日
当該路線補助金額の確定	平成26年3月31日
当該路線補助金額の一部取消	平成26年7月31日

## 2 監査対象局の説明

(1) 平成25年度市町村土木補助事業において施工した「ねぎばな水壺線道路改良工事」における都の補助金支出に関する事務処理の経緯

都が行っている市町村土木補助事業は、市町村が実施している市町村道の新設または改築に要する経費、補修に関する経費の一部を、市町村からの申請に基づき、都が補助金を支出する事業である。

今回、八丈町が平成25年度市町村土木補助事業において施工したねぎばな水壺線道路改良工事（以下「本件工事」という。）については、平成25年7月29日に同町が行った補助金の交付申請に伴い、都は平成25年8月15日付けで交付決定を実施し、同町は工事に着手した。

平成26年2月24日に、関係書類、現場等の検査を行い、同年3月3日に「平成25年度市町村土木補助事業（道路）完了実績報告書」（以下「本件実績報告書」という。）を受理した。その後、検査当日に確認できなかった書類等については、同町より取り寄せ、本件実績報告書と併せて確認の上、適正なものとして処理し、同年3月31日に同町に対し、「補助金額確定通知」を通知して、同年5月15日に補助金の支出を実施した。

これら都が実施した全ての処理については、本件補助規程及び本件交付規則に基づき、適正に処理されている。

#### (2) 本件工事における全体の経緯

##### ア 契約内容

同町が平成25年度市町村土木補助事業において施工した本件工事は、平成25年8月15日付けで都の補助金の交付決定を受け、同年9月18日に契約締結した工事であり、当該工事は、道路本体の改良工事と併せて、工事発生士については同町が管理する建設リサイクルストックヤード（以下「本件ストックヤード」という。）に搬出する契約内容となっていた。

##### イ 工事発生士取扱変更

平成26年6月4日の同町からの報告によると、工事着手後、平成25年10月1日に工事請負業者が同町に対し、工事発生士を現場内に仮置きする場所がないため、工事請負業者の設けた仮置き場に一時仮置きし、埋戻し・盛土等完了後に本件ストックヤードに運搬したい旨の要望を行い、協議の結果、同月3日に同町が承諾した。その後、平成26年2月24日に、工事発生士については、全量を本件ストックヤードへ搬出したとの報告書を工事請負業者から同町は受領した。

##### ウ 都の検査

平成26年2月24日に、都は同町に対し、関係書類、現場等の検査を行い、工事発生士の運搬については、全て搬出したとする記録書類を確認した。その後、同年3月3日に本件実績報告書を受理し、検査当日に確認できなかった書類等については、工事完了日以降に同町より取り寄せ、本件実績報告書とともに確認した上で、工事発生士の運搬を含め、本件工事は適正に完了したと判断した（検査時においても、同町からは工事発生士の仮置きに対する協議についての報告なし）。

##### エ 八丈町の検査

一方、平成26年2月28日の工事完了に伴い同町が実施した完了検査において、工事請負業者より工事発生土の一部(約300㎡)が未だ仮置きされたままであるとの報告があったが、同町からは工事請負業者に対し、早期に本件ストックヤードに至急搬出するよう口頭による指示のみを実施し、検査を終了させ、平成26年3月3日に、本件実績報告書を提出した(この時点においても、同町から都に対しては工事発生土の運搬が未完了であることについて報告なし)。

その後、平成26年3月31日に、本件交付規則に基づき、都から同町に対し、補助金額確定通知を送付し、平成26年5月15日に補助金の支出を実施した。

オ 工事発生土の未搬出

平成26年6月4日に同町から報告を受け、工事発生土の一部(約300㎡)の搬出が未実施であったこと、及び同日から未実施分の搬出を開始していることを確認した。その後、同年6月14日に全て完了したと同町より報告を受けている。

なお、同町に対しては、同年6月17日付けで、今回の件に関する経緯の報告を求め、同年7月29日付けで同町より文書による報告を受けた。

(3) 都としての対応

今回、同町が平成25年度市町村土木補助事業において施工した本件工事に対し、都が行った補助金の交付決定、完了検査、本件実績報告書の受理、「補助金額確定通知」の通知、補助金の支出については、全て本件補助規程及び本件交付規則に基づき、適正に処理されている。

しかしながら、同町としては工事発生土の一部(約300㎡)の搬出が未実施であるにもかかわらず、本件実績報告書を都に提出し、これに基づき補助金の交付を受けたこととなり、これは本件補助規程第10条及び本件交付規則第18条第1項に記載されている補助金決定の取消事由に該当すると判断される。

そのため、都としては、平成26年6月4日に同町より報告を受けた段階で、早急に内容を精査し、未実施相当分については補助金を返還させるとの方針を決定した。その上で、同年7月31日に、未実施相当分について補助金の交付決定の一部を取消し、同年8月20日には未実施相当分における補助金について返還させることとした。これにより、未実施相当分の補助金の返還については既に手続きを完了しているところである。

なお、返還金については同年9月12日を期限として同町から都に対して納付されることとなっている。

以上のことから、本件工事における都の市町村土木補助事業は本件補助規程及び本件交付規則に基づいて行われており、会計処理は適正であると認識しているため、請求者の主張は認められない。

3 判断

本件請求において請求人は、八丈町に対して支出した平成25年度土木費補助金の支出を違法・不当として、必要な措置を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明並びに関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

本件工事に係る補助金支出の経緯は次の(1)及び(2)のとおりである。

(1) 都の検査及び交付額の確定について

平成26年2月24日に補助事業の実地検査として、都職員が関係書類及び現場の検査を行った際、八丈町から工事発生土は契約書において八丈町が指定した場所に搬出されたとする搬出車両記録が提示され、都はこれを確認していた。

平成26年3月3日付25八建第27号により本件実績報告書が提出され、平成26年3月31日付25建道建管第1409号により、補助金額を確定し八丈町宛てに通知した。都は平成26年5月15日、本件工事分の補助金として12,000,000円を支出した。

(2) 都の返還請求

平成26年6月4日に八丈町から、事業が一部未実施であることが報告された。都は八丈町に経過等の報告を求め、八丈町は平成26年7月29日付26八建第27号により都に報告を行った。この報告によれば、①一部工事発生土が仮置き場に残置されたままであり、そのことを八丈町は認知していたが、工事請負業者に対し口頭で指示するのみであった。②上記事項について、都への報告を行わず、工事完了の旨の本件実績報告を行い、補助金を受け取ったことであった。

都はこの報告に基づき、本件補助規程第10条及び本件交付規則第18条第1項に基づき平成26年7月31日付26建道建管第651号により補助金交付決定の一部を取り消した。

また、本件補助規程第10条及び本件交付規則第19条第1項に基づき、補助

金の返還及び違約加算金の支払いを八丈町に命じた（平成26年8月20日付26建道建管第654号）。

以上のとおり、本件工事に係る補助金は、平成26年5月には、八丈町からの事実と異なる報告により未実施分を含めて支出されていたが、平成26年7月の八丈町の報告により事実を確認した後、本件補助規程及び本件交付規則に基づき、補助金の一部取消及び返還命令の措置が既に行われている。よって、都の土木費補助金の支出を違法・不当として、必要な措置を求める請求人の主張には理由がない。

ところで、今回の監査において、補助対象団体である八丈町が工事の監督及び完了検査等を適切に行わず、補助金交付手続を適正に行わなかったため、補助金が過大に交付されていたことが認められる。よって、別項のとおり意見を付する。

#### 4 結 論

##### (1) 結論

本件工事に係る補助金は、既に一部取消及び返還命令の措置が行われている。

よって、八丈町に対して支出した平成25年度土木費補助金の支出が違法・不当であるとして、必要な措置を求める請求人の主張には理由がない。

##### (2) 意見

監査対象局においては、補助金の交付に係る手続の適正な実施に努めるとともに、補助対象団体への指導を徹底されたい。

資料（請求人から提出された東京都職員措置請求書）

#### 東京都職員措置請求

##### 東京都建設局に対する措置請求の要旨

##### 1、請求の要旨

東京都は、平成25年度市町村土木費補助事業において、八丈町工事件名「ねぎばな水壺線道路改良工事」を実施した。

発注者 八丈町長 山下泰也

受注者 有限会社 沖山興業 代表取締役 沖山健夫

上記工事契約にある、残土処理工が済んでいないのに、受注者が八丈町に提出した虚偽記載文書である、平成26年2月28日付の工事完了届を検査員は検査を怠り八丈町は受理した。

本工事は契約を満たす条件が揃わないのに、揃ったように記載された文書である平成25年度市町村土木補助事業（道路）実績報告書を東京都は受理した。東京都土木費補助規程及び東京都補助金等交付規則に違反し、平成26年5月

15日に八丈町に対し東京都は当該工事費含む補助金の支出行為を行った。

事実として本工事は、平成26年6月14日で完了した。

この事に関しては、八丈町と東京都は認知している。

本来であれば当該工事は、平成26年6月14日で完了したのであるから、本工事にあたる補助金は、平成26年度で処理されるべきであるが、平成25年度一般会計として処理されている。

工事受注者は残土処理をしないまま、いかにも済んだかのように装い工事代金を受け取っている。

上記事実を考慮した上、正当性のある、会計処理改善を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。



事実証明書

- 1、東京都及び八丈町から情報公開された文書の写し
- 2、残土処理工未処理状況及び作業写真
- 3、工事受注者 登記簿履歴事項全部証明書 写し
- 4、指示書（東京都財務局）

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号(代)

郵便番号  
112-0002